事業主の皆様へ

安全衛生

雇ったばかり なのに.. 0 0



雇入れ時等の 必ず実施しましょう!

平成27年にむつ労働基準監督署管内で発生した労働災害は 約5人に1人が雇入れから1年未満で発生しています

雇入れ時等の安全衛生教育は、**労働者を雇入れたり、作業の内容を変更**した際に、実施 しなければならない事業者の責務です。(労働安全衛生規則第35条)

雇入れ時等の安全衛生教育の内容

機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。

職場にどのような機械や危険・有害物があるか、職場ごとに示し、使用する機械や有 害物による災害事例、作業標準、リスクアセスメントの結果などの資料を用いて教育 危険・有害物(爆発物、発火物、酸化物、引火性のものなど) しましょう。



安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。

職場では、どのような安全装置や有害物抑制装置を使用しなければならないかを手 始めに、その性能と取扱い方法を現物に即して教育してください。

安全装置(各種機械の覆い、カバー、インターロック機能、プレス機械安全装置) 有害物抑制装置(局所排気装置など)

職場で必要となる保護具の種類を明示し、特性や取扱い方法を十分に説明したうえ で、現物を使って実際に保護具を使用する実習を反復して行ってください。



作業手順に関すること。

すべての作業者にとって必要となる基本的、共通的な作業を選び、作業手順の具体例を 教示して〈ださい。作業手順を作成すると、効率的な方法で作業を行うことができるよう になるほか、作業のムリ、ムダ、ムラも明らかになります。

作業開始時の点検に関すること。

作業開始前点検を行うべきものを職場ごとに説明したうえで、共通的なもの(日常点検 事項や共通的な機械など)について、実際に点検してみる実習を行ってください。



ガーゼマスクや防じん マスクでは有毒ガスを防げない

当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。

粉じん作業(じん肺)、有機溶剤業務(有機溶剤中毒)、チェーンソー(振動病)、重量物 運搬作業・介護(腰痛)など、職場にどのような有害業務があるか、その業務を行うに当 たって、どのような疾病の発生に注意しなければならないか、十分に説明してください。

整理、整頓及び清潔の保持に関すること。

整理、整頓、清掃、清潔の定義を理解させ、45活動を行いましょう。45チェックリストを 使って、職場を点検する実習を行ってください。

事故時等における応急措置及び退避に関すること。

非常停止装置の使い方、止血方法など救急措置の方法、退避方法を教育してください。



前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項。

職場で発生した災害事例、冬期に転びやすい場所、転倒防止対策などを教育しましょう。

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む、)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器 小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業以外の業種では から を省略することもできます。

安全衛生教育と併せて安全衛生管理活動を実践しましょう!

4 S (整理·整頓·清掃·清潔)活動

転倒・転落災害防止に効果

「整理」「整頓

「清掃」「清

整理・整頓・清掃・清潔の意味を理解させて、進めましょう

整理

・・・・必要な物と不要な物に分けて、不要な物を処分すること

不要な物の廃棄基準、物の要不要を判断する責任者を決める 4 S ゾーン(区域) ごとに、所属従業員全員が清掃し、不要な物を廃棄する(定期的に行う) 工場長(安全担当者)が定期的に整理の状況をチェックする チェック結果をもとに廃棄基準などを改善し、必要に応じ見直す

整頓

・・・・必要な物をすぐ取り出せるように、分かりやすく安全な状態で配置すること現状を把握する(置く物、置き場所、置き方、使用時の移動距離)

置〈物の種類、置き場所、必要数量を決定する(種類・量とも絞り、移動距離を短〈する) 場所ごとの管理担当者を決める

取り出しやすく、しまいやすい置き方を決める 定期的にチェックし、必要に応じ改善する

清掃

・・・・作業する場所や身の回りのほか、廊下や共有スペースのゴミや汚れを取り除くこと

清潔

・・・・職場や機械、用具などのゴミをきれいに取って清掃した状態を続けること、 作業者自身も身体、服装、身の回りを汚れのない状態にしておくこと

KY(危険予知)活動

人間は誰でも、つい「ウッカリ」したり、「ボンヤリ」したり、錯覚をします。横着して近道や省略もします。このような人間の行動特性が誤った動作などの不安全行動をもたらし、事故・災害の原因となります。これらは、通常の慣れた業務で起こりがちです。

事故・災害を防止するには、業務を始める前に、「どんな危険が潜んでいるか」を職場で話し合い、「これは危ない」という危険のポイントについて同意します。そして、対策を決め、行動目標や指差し呼称項目を設定し、一人ひとりが指差し呼称で安全衛生を先取りしながら業務を進めます。このプロセスがKY(危険(Kiken)予知(Yochi))活動です。

